

回 答 書

加藤 秀視 様

令和 3 年 5 月 26 日

弁護士法人エクセル国際法律事務所
弁護士 五十嵐 孝明



貴殿からお問い合わせ頂きました事項について、以下のとおり回答差し上げます。

なお、本書面は、本日現在までに貴殿よりご提供頂いた情報を元に、当職の見解を述べるものでありますので、確定的な事実等について述べるものではなく、記載内容について何らかの保証をなすものでもありませんので、その点についてはご留意下さい。

第 1 紙文書よりは少しは効力が劣るが、オンライン署名でも効力があるのか？

- 1 お問い合わせは、署名運動及びこれに伴い作成される署名簿（以下、単に「署名」とします。）に関するものだと思料致しますので、それを前提として回答致します。
- 2 憲法 16 条は「何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。」と定め、国民の請願権を定めています。
- 3 同請願権を具体化すべく請願法という法律が制定されています。
- 4 請願法第 2 条は請願の方式について「請願は、請願者の氏名（法人の場合はその名称）及び住所（住所のない場合は居所）を記載し、文書でこれをしてしなければならない。」と定めておりますので、署名は①氏名、住所が記載された、②文書でなされる必要があります。
- 5 また、請願法第 2 条による請願については、「官公署において、これを受理し誠実に処理しなければならない。」と定められており、官公署に誠実処理義務を課しています。
- 6 一般的な官公庁等に対する署名は、請願法に基づくものであると思料致しますが、 オンライン署名の場合においても、請願法に基づく請願に該当

するならば、官公署において誠実に処理をしなければならない義務が生じることとなります。

- 7 オンライン署名が、請願法の請願に該当するかについてですが、氏名及び住所が記載されていれば上記①は充足することとなります。問題は上記②の「文書」に該当するかであります。紙面であろうと Web 上であろうと本質的な差異はないこと、Web 上の署名であってもプリントアウトすることで紙面化できることの理由から、「文書」に該当するものと思料致します。
- 8 ただし、オンライン署名の場合、自署でないため署名者が署名したものであるかの確定がしづらいこと、紙面の場合よりも実在する人物であるかの確証を得られづらいこと等の特殊性があるため、署名の信頼性に疑義を呈する傾向にあるとは評価できると考えます。しかし、紙面による署名であっても同様の問題は存在しており、昨今問題となった署名偽造事件は、このような問題を明らかにするものであったと評価し得ると思います。
- 9 以上のように、オンライン署名の場合、その特殊性から疑義を呈される傾向にはあるとの評価はし得るため、信頼性を高める施策（氏名、住所に加えて他の情報も記載する、署名の真否の確認に応じて頂く場合があることを告知する等）を考える必要性は感じるものの、紙面においても同様の問題は存在していることから、その効力に本質的な相違はないものと思料致します。
- 10 なお、地方自治法には直接請求という制度があり、このための署名についても定められていますが、同署名は自治体単位での活動でありますため、貴殿からのお問い合わせとは趣旨が異なると考え、本回答からは除外しておりますので、ご了承下さい。

第2 署名を集めて本当に何かを変えるきっかけにはなるのか？

- 1 第1において述べた通り、請願法に基づく請願に該当すれば、官公署は誠実に処理をする義務を負うことから、単に受理をするだけでなく、対応を行わなければならないこととなります。そのため、対象とされた官公署において、署名について検討をし、必要な対応を行わなければならないため、署名の目的とする事項について変化が生じる可能性は生まれることとなります。
- 2 前項記載の法的効力もさることながら、やはり多数の国民による真意の賛同を得たという事実自体が、大きな影響を与えることは言うまでもないと思います。そもそも、請願権は、我が国が立脚する民主主義の前提となる権利（国家に対する自由な提言ができる権利）であり、同じく民主主義の根幹ともいべき表現の自由とも重なる権利であります。民主主義国家において、

国民の真意に基づく意見が大きな影響を与えることは明白であると思料致します。

第3 オンライン署名という形で非公開とされた情報を公開し解決へ導くきっかけになるか？

- 1 官公署を対象とした署名という前提で言えば、第1、第2において述べた通り、誠実処理義務を課すことから、必要、適切であるとの判断がなされれば情報の開示が行われる可能性はあるため、情報公開のきっかけにはなるということとなります。
- 2 ただし、必ずしも情報公開自体を義務付けるまでの効果はなく、あくまで個別の判断によるということとなります。
- 3 そのため、署名に当たっては、その趣旨を明確にし、要望する内容もより具体的なものとし、さらには署名者の真意に基づくことが明らかとなる方法を採用し、情報公開が必要かつ適切であるとの判断を得られるようにする必要があると考えます。

第4 そしてどのくらい集めれば効力行使につながり何を変えることができるのか？

- 1 請願法においては特に署名数が規定されているわけではないので、理屈上は1人の署名でも、多人数の署名でも効力に変わりがないこととなります。
- 2 しかし、第2で述べた通り、多数人の意見ということとなれば、事実上、署名の重みが変わることとなるでしょうし、世論も追従する可能性が高くなるため、官公署としては、より誠実な対応を行うべきであるとの判断をなす可能性は高まるものと思われまます。
- 3 そのため、賛同をする国民の人数が多ければ多いほど、事実上の効力は高まると考えて良いかと考えます。
- 4 多人数であることに加えて、やはり真意に基づく賛同であるということも、事実上の効力を高めることとなると思料致します。

以 上